令和7年12月定例会

西桂町議会会議録

西桂町議会

令和7年12月定例会総括

招集年月日	令和7年12月12日
場　　所	西桂町役場
会　　期	令和7年12月12日～令和7年12月19日　8日間
開 催 日	令和7年12月12日（金）、19日（金）
応招議員	1番 渡辺佳菜　2番 奥脇友賢　3番 安留重雄　4番 菅谷　順 5番 武藤英一　6番 梅原和男　7番 梅原和男　8番 酒井基和 9番 藤江雅江
不応招議員	なし
町長提出案件	議案第 38 号　西桂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 議案第39号　西桂町職員給与条例の一部改正について 議案第40号　西桂町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 議案第41号　西桂町長及び教育長の給与及び旅費条例の一部改正について 議案第42号　西桂町職員旅費支給条例の一部改正について 議案第43号　富士五湖広域行政事務組合規約の変更について 議案第 44 号　西桂町地区集会場に係る指定管理者の指定について 議案第45号　令和７年度西桂町一般会計補正予算（第３号） 議案第46号　令和７年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算（第２号） 議案第47号　令和７年度西桂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） 議案第48号　令和７年度西桂町介護保険特別会計補正予算（第２号） 議案第49号　令和７年度西桂町簡易水道事業会計補正予算（第１号） 議案第50号　令和７年度西桂町下水道事業会計補正予算（第３号） 議案第51号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
その他案件	一般質問　（菅谷議員） 議員派遣について 閉会中の委員会継続調査の申し出について （総務委員会、建設文教委員会、議会運営委員会、議会広報編集委員会）

令和7年12月12日（初日）本会議

出席議員	1番 渡辺佳菜　2番 奥脇友賢　3番 安留重雄　4番 菅谷　順 5番 武藤英一　6番 渡辺正芳　7番 梅原和男　8番 酒井基和 9番 藤江雅江
欠席議員	なし
会議時刻	開会宣告　午前10時00分　閉会宣告　午後10時21分
会議出席者	地方自治法第121条による者の職・氏名 町長　堀内達也　教育長　川村達彦　総務課長　佐藤誠一 企画財政課長　川村吉広　税務住民課長　小山拓磨　福祉保健課長　小川 健 子育て支援課長　川村清寿　建設産業課長　新田剛久　教育次長　前田智弘
職務出席者	議会事務局長　川村重人
議事日程	下記のとおり
日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第38号 西桂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（町長提出）
日程第4	議案第39号 西桂町職員給与条例の一部改正について（町長提出）
日程第5	議案第40号 西桂町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（町長提出）
日程第6	議案第41号 西桂町長及び教育長の給与及び旅費条例の一部改正について（町長提出）
日程第7	議案第42号 西桂町職員旅費支給条例の一部改正について（町長提出）
日程第8	議案第43号 富士五湖広域行政事務組合規約の変更について（町長提出）
日程第9	議案第44号 西桂町地区集会場に係る指定管理者の指定について（町長提出）
日程第10	議案第45号 令和７年度西桂町一般会計補正予算（第３号）（町長提出）
日程第11	議案第46号 令和７年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（町長提出）
日程第12	議案第47号 令和７年度西桂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）（町長提出）
日程第13	議案第48号 令和７年度西桂町介護保険特別会計補正予算（第２号）（町長提出）
日程第14	議案第49号 令和７年度西桂町簡易水道事業会計補正予算（第１号）（町長提出）

日 程 第 １ ５	議案第50号　令和７年度西桂町下水道事業会計補正予算（第３号） （町長提出）
議事の経過	次のとおり

（午前10時00分）

（互　　礼）

議長　藤江雅江

開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに１２月定例会が召集されましたところ、議員各位並びに、町長をはじめ執行部の皆様方には、ご多用中にも関わらずご出席をいただき、ここに開会できますことは、誠にご同慶にたえないところであります。

今期定例会は、令和７年度一般会計補正予算をはじめ、条例の改正等、町政当面の重要な案件を審議する議会であります。

議員の皆様方には、会期中格別のご精励をいただき、

慎重審議を尽くされ、特段の御協力を賜りますようお願い申し上げ、一言、開会のあいさつとさせていただきます。

ただ今の出席議員は、全員でございます。定足数に達しておりますので、西桂町議会　令和７年１２月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、地方自治法第１２１条の規定により、本日の会議に、町長以下執行部の出席を求めておりますので、御了承ください。

次に本日の日程ですが、議事日程表のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

次に、本日上程されます日程第３から日程第１５までの１３件の町長からの提出議案については、資料のとおりでございます。

報告事項を申しあげます。地方自治法第２３５条の２第１項の規定に基づき、報告第１６号から報告第１８号までの監査委員により実施された現金出納検査結果は、議事日程表のとおりであります。

また、議事日程表に添付の議員派遣結果報告書のとおり、令和７年９月から 令和７年１１月までに、地方自治法第１００条第１３項の規定により、議員を派遣いたしましたのでご報告いたします。

以上で報告を終わります。これより 日程に入ります。

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、３番議員　安留重雄　君　４番議

員　菅谷　順　君　を指名いたします。

日程第２　会期の決定について、議題に供します。

お諮りいたします。会期は、本日より、１２月１９日までの８日間といたしたいと思いますが、このように決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、１２月１２日より、１２月１９日までの８日間と決定いたしました。

日程第３　議案第３８号　西桂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について　から、日程第１５　議案第５０号　令和７年度西桂町下水道事業会計補正予算、第３号　までの、１３件を一括して議題に供します。

町長より上程案件に対する、提案理由の説明を求めます。

なお、提案理由の説明にあわせて、これまでの行政報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

（「議長」との声あり）

堀内町長。

町長　堀内達也

令和７年１２月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、ご出席誠にありがとうございます。

平素、町政運営におきまして、絶大なるご支援、ご協力賜り、心から御礼申し上げます。

私の１年を振り返りますと、昨年 11 月 25 日に初登庁して以来、「財政の健全化」を基本に、町民の皆さまに寄り添った町政運営を心掛けてまいりました。

公約に掲げた施策を優先順位をつけて進めてきましたが、まだ志半ばではありますが、一歩ずつ前進できた充実した１年であったと実感しております。これもひとえに、議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまの力強い支えがあったおかげであり、この場をお借りして、深く感謝申し上げます。この間、町政の舵取り役としての経験を積み重ねながら、日々その職責の重さを実感してまいりましたが、改めて身が引き締まる思いであります。

また、この１年、心を澄まし、町民の皆様の意見に真摯に耳を傾けてまいりました。また、議会とも率直に議論を重ね、相互理解を深めることを心がけてきました。

これからも、町民の皆様の行政に対する思いを直接知ることのできる貴重な機会を大切にし、町民の皆様にとって身近な存在であり続けたいと考えております。

それでは開会にあたり、提出いたしました案件の提案理由の説明を申し上げるとともに、令和７年度の各種の事務事業の状況についてご説明し、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、「農林業の振興」についてです。

私の公約の１つであります農産物の直売につきましては、町内の農産物生産者様のご協力により、11 月１日、きずな未来館駐車場において「西桂町農産物直売会」を実施いたしまし

た。

「町民文化祭」や商工会による「みつとうげバザール」との相乗効果により、用意した農作物はほぼ完売し、盛況のうちに直売会を終えることができました。

また、12 月 7 日には第２回の農産物直売会を三つ峠駅前の駐車場において開催いたしました。旬の農産物の直売のほか、西桂グルメの会による町の郷土食「のっぺ汁」も振舞われ、多くの町民の皆様にご来場いただき楽しんでいただきました。

学校給食におきましても、児童生徒に安心安全な食材を提供すること、地産地消の促進を目的に、本年 10 月より学校給食の食材として町内産の農産物を提供しております。

このような取り組みを、今後も継続して実施していけるよう努めてまいります。

次に、鳥獣被害対策につきましては、猟友会と連携し生息頭数調整を考慮した管理捕獲による有害鳥獣駆除を例年通り実施しておりますが、近年は全国各地でクマが出没し、人身被害も相次いで発生しています。

当町では幸いにも熊による人的被害は出ておりませんが、このような中において、11 月 12 日に、追い払いの自助手段として有効な動物駆逐用煙火講習会を町内関係者 24 名の出席のもと開催いたしました。

今後も鳥獣害対策等の課題可決に向けて研修等を実施し、被害防止対策を図ってまいります。

次に、「観光の振興」についてであります。

西桂町の玄関口である三つ峠駅舎は、令和 7 年 4 月より観光交流拠点としてオープンいたしました。そしてこの度、11 月からは新たな地域おこし協力隊員として松田大氏を迎え、駅舎運営の新たなスタートを切りました。

現在は観光案内業務を中心に、地域住民の方が気軽に集える「憩いの場」を目指して運営しております。今後は松田氏を中心に、西桂町の豊かな自然を取り入れた四季折々のイベントを展開してまいります。

具体的な取り組みとして、

冬は、静けさの中で絆や感謝を感じる（灯りとぬくもり）イベント。12 月には「クリスマスデコレーションイベント」を皮切りにスタートします。

春は、生命の息吹や新学期の始まりを感じる（芽吹きと出会い）イベント。

夏は、自然の中での活動や人とのつながりを生み出す（躍動と挑戦）イベント。

秋は、収穫の喜びや、これまでの活動を振り返る（実りと感謝）イベント。などが計画されております。

また、令和 8 年度からは、駅舎運営にご協力いただけるボランティアを募集し、町民の皆様と共に作り上げる持続可能な運営体制を目指します。西桂町の玄関口として、皆様に愛され、賑わいのある駅舎づくりに努めてまいります。

次に、「保健・医療の充実」についてであります。

10 月 26 日に実施しました「健康のつどい 2025（にーまるにーごー）」では、従来の講演会を中心とした内容から、中学校体育館に全てのイベントを集約し、一体感をもって健康をキーワードとした体験や見学等ができる内容にブラッシュアップした結果、昨年を上回る来

場者となり、健康についての興味や理解を深める場となりました。今後も健康づくりについて意識啓発を図り、町全体の健康づくり活動を推進してまいります。

次に、「高齢者・障がい者福祉の充実」についてであります。

現在、第 9 期西桂町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者の生きがいづくりや社会参加、高齢者福祉サービスの提供、安心安全に暮らすことができる環境づくりなどの実現に向けて取り組んでおりますが、令和 8 年度策定予定の次期第 10 期西桂町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に向けて、高齢者の皆様の日常の生活実態や介護実態を把握し、課題整理や目指すべき地域包括ケアのあり方、サービス基盤の方向性を検討するためのニーズ調査を実施し、更なる高齢者福祉の充実に努めてまいります。

次に、「行財政運営の充実」についてであります。

昭和 46 年 1 月の供用開始以来、約 55 年間にわたり町民と共に歩んできた歴史ある西桂町役場旧庁舎ですが、現在、解体工事が進められております。

本格的な解体を前に、この度、解体される旧庁舎を貴重な資源として活用するため、富士五湖消防本部並びに山梨県警察機動隊・大月警察署においてそれぞれ災害等対応力向上訓練が実施されました。

訓練では、地震災害や建物火災など大規模災害が想定され、倒壊した建物からの要救助者の救出や施錠された出入り口の開放など、普段の訓練では得られない貴重な実践による訓練が実施されました。今回の経験に基づき、今後の対応力の向上が期待されております。

なお、今後、庁舎の解体工事が本格化し、工期を令和 8 年 6 月末までの長期間を予定していることから、近隣住民の皆様や役場を訪れる町民の皆様には大変ご不便をおかけしますが、安全に十分配慮し工事を進めてまいります。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、今定例町議会に提案いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げます。

日程第 3　議案第　38　号　西桂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に係る基準に関する必要な事項を定める必要があるため条例を制定するものです。

日程第　4　議案第　39　号　西桂町職員給与条例の一部改正につきましては、人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告に伴う職員給与の改定との整合性を図るため、規定整備をする必要があるため所要の改正を行うものであります。

日程第　5　議案第　40　号　西桂町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、旅費の種目及び内容に変更が生じるため、関係条例を改正する必要があるため所要の改正を行うものであります。

日程第　6　議案第　41　号　西桂町長及び教育長の給与及び旅費条例の一部改正につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、旅費の種目及び内容に変更が生じるため、関係条例を改正する必要があるため所要の改正を行うものであります。

日程第　7　議案第　42　号　西桂町職員旅費支給条例の一部改正につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、旅費の種目及び内容に変更が生じるため、関係条例を改正する必要があるため所要の改正を行うものであります。

日程第 8 議案第 43 号　富士五湖広域行政事務組合規約の変更につきましては、富士五湖広域行政事務組合が共同処理する事務の変更、及び同組合規約の変更については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第１項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議には、同法第 290 条の規定により議会の議決が必要であるため提案するものであります。

日程第 9 議案第 44 号　西桂町地区集会場に係る指定管理者の指定につきましては、各地区集会場の管理運営に関しまして前年に引き続き各区長を指定管理者として指定を行い、管理運営について協定を結ぶものであります。指定の期間については、区の役員の任期に合わせるものであり、地方自治法第244条の２第６項の規定により提案するものであります。

日程第 10 議案第 45 号　令和７年度西桂町一般会計補正予算（第３号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,844 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3,113,433 千円とするものであります。

日程第 11 議案第 46 号　令和７年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 704 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 388,458 千円とするものであります。

日程第 12 議案第 47 号　令和７年度西桂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6,613 千円を追加し、116,600 千円とするものであります。

日程第 13 議案第 48 号　令和７年度西桂町介護保険特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 24,539 千円を追加し、431,105 千円とするものであります。

日程第 14 議案第 49 号　令和７年度西桂町簡易水道事業会計補正予算（第１号）につきましては、的収入及び支出、資本的収入及び支出に係るものであります。

収益的収入及び支出予算は、収益的収入に 20 千円を増額し、収益的支出に 2,135 千円を増額するものであります。

また、資本的収入及び支出予算は、資本的収入に 9,581 千円を増額し、資本的支出に 7,656 千円を増額するものであります。

日程第 15 議案第 50 号　令和７年度西桂町下水道事業会計補正予算（第３号）につきましては、収益的収入及び支出、資本的収入に係るものであります。

収益的収入及び支出予算においては、収益的収入に 117 千円を増額し、収益的支出に 404 千円を増額するものであります。

資本的収入予算においては、1,125 千円を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、別途ご説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

議長　藤江雅江

以上で、行政報告と提案理由の説明が終了いたしました。

これより、日程第３から 日程第１５までの、１３件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

続いて委員会付託についてお諮りいたします。ただ今議題となっております日程第３から日程第１５までの１３件については、会議規則第３９条 第１項の規定により、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、このように決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第３から、日程第１５までの １３件については、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、休会についてお諮りいたします。議案審査の都合により、１２月１３日から、１２月１８日までの６日間を、休会といたしたいと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、１２月１３日から、１２月１８日までの６日間は、休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。ご苦労様でした。

（互　　礼）

（午後 10 時 21 分）

令和7年12月19日（最終日）本会議

出席議員	１番 渡辺佳菜　２番 奥脇友賢　３番 安留重雄　４番 菅谷　順 ５番 武藤英一　６番 渡辺正芳　７番 梅原和男　８番 酒井基和 ９番 藤江雅江
欠席議員	なし
会議時刻	開会宣告　午前9時30分　閉会宣告　午前10時8分
会議出席者	地方自治法第121条による者の職・氏名 町長　堀内達也　教育長　川村達彦　総務課長　佐藤誠一 企画財政課長　川村吉広　税務住民課長　小山拓磨　福祉保健課長　小川 健 子育て支援課長　川村清寿　建設産業課長　新田剛久　教育次長　前田智弘
職務出席者	議会事務局長　川村重人
議事日程	下記のとおり
日程第１	議案第38号 西桂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（総務委員長報告）
日程第２	議案第39号 西桂町職員給与条例の一部改正について（総務委員長報告）
日程第３	議案第40号 西桂町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（総務委員長報告）
日程第４	議案第41号 西桂町長及び教育長の給与及び旅費条例の一部改正について（総務委員長報告）
日程第５	議案第42号 西桂町職員旅費支給条例の一部改正について（総務委員長報告）
日程第６	議案第43号 富士五湖広域行政事務組合規約の変更について（総務委員長報告）
日程第７	議案第44号 西桂町地区集会場に係る指定管理者の指定について（総務委員長報告）
日程第８	議案第45号 令和７年度西桂町一般会計補正予算（第３号）（総務委員長報告）
日程第９	議案第46号 令和７年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（総務委員長報告）
日程第10	議案第47号 令和７年度西桂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）（総務委員長報告）
日程第11	議案第48号 令和７年度西桂町介護保険特別会計補正予算（第２号）（総務委員長報告）
日程第12	議案第49号 令和７年度西桂町簡易水道事業会計補正予算（第１号）（建設文教委員長報告）

日程第13	議案第50号 令和７年度西桂町下水道事業会計補正予算（第３号） （建設文教委員長報告）
日程第14	議案第51号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて（町長提出）
日程第15	一般質問（安留重雄議員、渡辺佳菜議員）
日程第16	議員派遣について
日程第17	閉会中の委員会継続調査の申し出について（総務委員会、建設文教委員会、議会運営委員会、議会広報編集委員会）

（午前9時30分）

（互　　礼）

議長　藤江雅江

ただ今の出席議員は、全員でございます。定足数に達しておりますので、西桂町議会 令和７年１２月定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、地方自治法第１２１条の規定により、本日の会議に町長はじめ、執行部の出席を求めておりますので、ご了承ください。

報告事項を申し上げます。

総務常任委員会、建設文教常任委員会より付託議案に対する審査報告書が、届いております。

本日の日程については、議事日程表のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

日程第 15 の一般質問には、1 名の通告がございました。

通告内容は、議事日程表に添付の一般質問通告事項のとおりであります。

日程第 16 の議員派遣については、議事日程表に添付の議員派遣のとおりであります。

日程第 17 の総務委員会、建設文教委員会、議会運営委員会、及び議会広報編集委員会からの、閉会中の継続調査申し出書は、議事日程表に添付してございます。

以上で報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第１　議案第 38 号　西桂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について　から日程第 11　議案第 48 号 令和７年度西桂町介護保険特別会計補正予算、第２号までの 11 件を一括して議題に供します。

日程第１　議案第 38 号から、日程第 11　議案第 48 号までの 11 件 について、総務委員長の報告を求めます。

（「議長」との声あり）

総務委員長　渡辺　正芳　君。

総務委員長　渡辺正芳

総務常任委員会に付託されました案件は、令和７年１２月１２日の委員会審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則 第 77 条の規定により報告いたします。

詳細については、委員会審査報告書のとおりでありますので、概要のみ報告させていただきます。

１　案 件 名

議案第 38 号　西桂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 39 号　西桂町職員給与条例の一部改正について

議案第 40 号　西桂町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第 41 号　西桂町長及び教育長の給与及び旅費条例の一部改正について

議案第 42 号　西桂町職員旅費支給条例の一部改正について

議案第 43 号　富士五湖広域行政事務組合規約の変更について

議案第 44 号　西桂町地区集会場に係る指定管理者の指定について

議案第 45 号　令和７年度西桂町一般会計補正予算（第３号）

議案第 46 号　令和７年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議案第 47 号　令和７年度西桂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議案第 48 号　令和７年度西桂町介護保険特別会計補正予算（第２号）

２　審査結果

付託された、議案第 38 号の条例制定、議案第 39 号から議案第 42 号の 4 件の条例改正、議案第 43 号の規約改正、議案第 44 号のその他議案、議案第 45 号から議案第 48 号の 4 件の補正予算については原案のとおり可決すべきものと決定しいたしました。

なお、ふるさと納税返礼品にリピート率の高い生活必需品等を入れて下さいとの意見がありました。

以上、総務常任委員会の審査報告といたします。

議長　藤江雅江

以上で、総務委員長の報告は終わりました。ただ今の総務委員長報告に対する、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。これより案件ごとに、討論・採決を行います。

日程第１　議案第 38 号　西桂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の制定について、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第１　議案第 38 号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、原案可決であります。本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1 議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

日程第２　議案第 39 号　西桂町職員給与条例の一部改正について、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第２　議案第 39 号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、原案可決であります。

本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 2 議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

日程第３　議案第 40 号　西桂町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第３　議案第 40 号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、原案可決であります。

本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 3 議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第 41 号　西桂町長及び教育長の給与及び旅費条例の一部改正について、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第 4　議案第 41 号を採決いたします。本件に対する 総務委員長報告は、原案可決であります。

本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 4　議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第 42 号　西桂町職員旅費支給条例の一部改正について、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第 5　議案第 42 号を採決いたします。本件に対する 総務委員長報告は、原案可決であります。

本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 5　議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第 43 号 富士五湖広域行政事務組合規約の変更について、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第 6　議案第 43 号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、原案可決であります。

本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 6　議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第 44 号 西桂町地区集会場に係る指定管理者の指定について、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第 7　議案第 44 号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、原案可決であります。

本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。
よって、日程第７　議案第44号は、原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第 45 号 令和７年度西桂町一般会計補正予算、第３号について、討論に入ります。

討論はございませんか。
（「なし」の声あり）
討論を終結いたします。
こ　れより、日程第８　議案第45号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、原案可決であります。
本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。
よって、日程第８　議案第45号は、原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第 46 号 令和７年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算、第２号について、討論に入ります。

討論はございませんか。
（「なし」の声あり）
討論を終結いたします。
これより、日程第９　議案第46号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、原案可決であります。
本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。
よって、日程第９　議案第46号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10　議案第 47 号 令和７年度西桂町後期高齢者医療特別会計補正予算、第２号について、討論に入ります。

討論はございませんか。
（「なし」の声あり）
討論を終結いたします。
これより、日程第 10　議案第 47 号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、原案可決であります。
本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。
よって、日程第10　議案第47号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11　議案第 48 号 令和７年度西桂町介護保険特別会計補正予算、第２号について、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第 11　議案第 48 号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、原案可決であります。

本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 11　議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12　議案第 49 号　令和７年度西桂町簡易水道事業会計補正予算、第 1 号　から、日程第 13　議案第 50 号　令和７年度西桂町下水道事業会計補正予算、第 3 号　の 2 件を、一括して議題に供します。

日程第 12　議案第 49 号　から 日程第 13　議案第 50 号までの２件について、建設文教委員長の報告を求めます。

（「議長」との声あり）

建設文教委員長　菅谷　順　君。

建設文教委員長　菅谷　順

建設文教常任委員会に付託されました案件は、令和７年１２月１２日の委員会審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則 第 77 条の規定により報告いたします。

詳細については、委員会審査報告書のとおりでありますので、概要のみ報告させていただきます。

１　案 件 名

議案第 49 号　令和７年度西桂町簡易水道事業会計補正予算（第１号）

議案第 50 号　令和７年度西桂町下水道事業会計補正予算（第３号）

２　審査結果

議案第 49 号及び 50 号の補正予算は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しいたしました。

以上、建設文教常任委員会の審査報告といたします。

議長　藤江雅江

以上で、建設文教委員長の報告は終わりました。

ただ今の建設文教委員長報告に対する、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。これより案件ごとに、討論・採決を行います。

日程第 12　議案第 49 号　令和７年度 西桂町簡易水道事業会計補正予算、第１号について、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第 12　議案第 49 号を採決いたします。本件に対する 建設文教委員長報告は、原案可決であります。本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、日程第 12　議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13　議案第 50 号　令和７年度西桂町下水道事業会計補正予算、第 3 号について、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第 13　議案第 50 号を採決いたします。本件に対する 建設文教委員長報告は、原案可決であります。本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、日程第 13　議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 14　議案第 51 号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて　を議題に供します。

町長より、上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

「議長」との声あり）

堀内町長。

町長　堀内達也

日程第 14　議案第 51 号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関しては、人権擁護委員法により、任期は 3 年で、西桂町の委員の定数は２名であります。

現任の人権擁護委員である権守強志（ごんもり　きょうじ）氏が、令和８年 6 月 30 日の任期満了によりご退任されます。同氏は２期６年にわたり人権相談や啓発活動に尽力され、本町における人権擁護行政の推進に大きく寄与されました。これまでのご労苦に対しまして

心より感謝申し上げます。
本議案は、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、当町における人権擁護活動の適切な推進を図るため、後任の人権擁護委員として上町区の小山千登世（こやま　ちとせ）氏を推薦することについて、議会の同意を求めるものであります。
今回、小山氏を推薦するのは、地域活動への深い関わりと人権尊重に対する理解を有し、住民相談に誠実に対応できる資質を備えておられることから、当町の人権擁護委員として適任であると判断したためであります。
以上の理由により、小山千登世氏を新たに人権擁護委員として推薦するため、議会の皆様にご同意をお願いするものであります。
よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

議長　藤江雅江

以上で、提案理由の説明が終了いたしました。
これより、日程第 14　議案第 51 号に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑を終結いたします。これより討論・採決を行います。

日程第 14　議案第 51 号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、に対する討論を行います。

討論はございませんか。
（「なし」の声あり）
討論を終結いたします。これより、日程第 14　議案第 51 号を 採決いたします。本件を原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。よって、日程第 14　議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 15　一般質問を行います。

菅谷　順　議員、一般質問を許可します。
（「議長」との声あり）
４番議員　菅谷　順　君。

議員　菅谷　順

一般質問の機会を与えていただき、議長はじめ関係各位に感謝申し上げます。
三つ峠駅前開発については、町民全体が注目しており、「駅前はどうなっているんだ。」という問合せをよく受けます。現状は、役場職員の駐車場として利用しているのみで、用地買収に公的資金を投下したにもかかわらず、なんの活用もされておりません。
三つ峠駅前は、当町にとって町の顔というべきエリアです。このエリアは当町の顔というだけでなく、開発により以下の機能を持たせることができると考えます。

１、商業・生活拠点の形成

三つ峠駅前に観光案内所、土産販売所やカフェを設置。さらに、駅前用地にはコンビニや小規模スーパーの誘致により、生活利便性の向上を図ることで、商業・生活拠点となります。

２、観光資源の活用

かつては、三つ峠駅には富士急行線の急行が止まっていました。そして、週末には東京方面から、三ツ峠登山客が夜行列車で駆け付けて登山していたと、諸先輩から聞いております。富士吉田市の下吉田駅前は、忠霊塔という観光の目玉を利用して、東京方面から大型バスで観光客が駆けつけています。そして、富士山と富士吉田観光の起点となっています。こうした良い手本に倣い、三ツ峠登山についても、三つ峠駅前を起点とすることができると考えます。

３、住民サービス施設の整備

町民向けには、公共施設（地域交流センター・福祉窓口など）を集約し、居住・交流拠点化を図ることもできます。

以上三点ほど提案させていただきます。

駅前に関しては、今のままでは町民が納得しないと思います。町民の多くが注目している課題です。開発については、近い将来ということでも結構ですので、町長のお考えをお聞かせください。

議長　藤江雅江

町長、答弁をお願いいたします。

（「議長」との声あり）

堀内町長。

町長　堀内達也

４番議員　菅谷 順 議員の駅前町有地の今後の利用方針についてのご質問にお答えいたします。

まず、当町の財政状況についてでありますが、私の公約である「財政健全化の推進」に取り組んでいるところです。令和６年度決算において、経常収支比率は 89.4%となっておりますが、議員ご承知の通り経常収支比率とは、毎年必ずかかる経費として、人件費・物件費・扶助費・公債費等の支出に対して、地方税や地方交付金など、経常的収入がどの程度充てられているかを示していますが、通常ですと７０%から８０%程度が適正な状況であり、その場合においては町独自の事業が執行できます。しかしながら、経常収支比率８９．４%では、使えるお金が１０．６%であり国県等からの補助金による事業を実施しても、全額補助による事業は少なく、結果的に自主財源を充当して実施している状況であり、町独自での単独事業はほとんどできない状況であります。仮に毎年必ずかかる経費を１%削減するとした場合、約 4,000 万円削減しなければならない状況です。しかしながら、人件費においては令和 6 年度

からパートタイム会計年度任用職員への勤勉手当の支給が実施された事や物価高騰などにより経常経費は年々増加傾向にあります。

また、町の収入は２６億６千３百５３万５千円に対して、支出は３０億６千８百３０万２千円であり、差額の４億４百７６万７千円については積み立っていた基金の取り崩しで補填しなければならない状況です。

また、将来負担比率につきましても、初めて２９．１％という数値が算定されました。

このような財政状況が逼迫している現状におきましては、町単独での新たな開発事業は、現時点では極めて慎重にならざるを得ません。

直近の利用計画としましては、令和８年度までは旧役場庁舎の解体工事に伴う現場事務所等の設置場所として、また、町の公用車の駐車場として利用することを想定しております。

令和９年度以降につきましても、引き続き厳しい財政状況が続くと見込まれます。当面は財政健全化を最優先課題として取り組んでまいりますことから、議員より提案していただいた件も含め、町単独での大規模な開発計画につきましては、引き続き慎重に検討してまいります。たとえ国や県からの補助金が得られたとしても、残りの費用を賄うために新たな地方債を発行することになるため、財政負担が増加しないよう、より一層慎重に判断する必要があると考えております。

一方で、将来的な土地の有効活用も重要な課題です。西桂町第６次総合計画後期基本計画のアンケート結果では「注力すべき分野」として「日常の買い物の利便性向上」が多くなっています。このことから、例えば、スーパーマーケット等の商業施設をはじめとした民間事業者からの参入意向があった場合には、地域のニーズや周辺環境との調和を図りながら、町有地の有効利用として積極的に検討してまいりたいと考えております。

現在の中期的な土地利用の方向性につきましては、１２月７日に行われた「にしかつら農業物直売会」も大盛況でしたので、当町の特産品や農産物の直売所、朝市・夕市など、町民が気軽に集い交流できる「賑わいの場」としての活用を図ってまいりたいと考えております。

また、三つ峠駅駅舎においては、当町が「水の町」であることをイメージした水飲み場等を設置し、駅の魅力向上に努めてまいります。

いずれの取り組みにつきましても、旧役場庁舎解体工事の進捗状況、財政状況の推移、民間事業者の動向、さらには住民ニーズ等を総合的に勘案しながら、駅前という町の玄関口を将来にわたり有効に活用できるよう、慎重かつ前向きに検討を進めてまいります。

議長　藤江雅江

菅谷　順 議員、よろしいでしょうか。

（「議長」との声あり）

４番議員　菅谷　順　君。

議員　菅谷　順

町長ご答弁ありがとうございました。

駅前利用に関して、令和８年度までは旧庁舎の解体工事に伴う現場事務所等の設置場所や、公用車の駐車場として利用することや、令和９年度以降についても、当面は財政健全化を最

優先課題とするとの町長の取組方針については、私も賛同いたします。
しかしながら、高齢で自動車を気軽に使えない町民、いわゆる「買い物難民」の世代からは、歩いて行ける範囲で毎日の買い物ができる商店が欲しいという声をよく聞きます。スーパーマーケット等の商業施設をはじめとした民間事業者からの参入意向があれば、地域のニーズや周辺環境との調和を図りながら町有地の有効利用を積極的に検討したいとの答弁もありましたが、実際に生活に苦慮している人達もいます。並行して積極的に民間業者を誘致するようなイベントを企画して町有地の効果的利用をお願いします。
更に、現在も行っている「賑わいの場」として「にしかつら農産物直売会」を、西桂町の活性化のため定期的に行ってください。
いずれにしましても、現在の町長のお考えですと、財政状況改善が図られた後でなければ、事業の進展はないようです。我々も財政健全化に向けて積極的に協力させていただきますが、並行して、駅前町有地を西桂町の顔としてイメージアップを図る事、及び、収益を生むような有効利用を頭の隅において、町の運営を行っていただきたいと強く考えます。答弁は結構です。

議長　藤江雅江

よろしいようですので、菅谷 議員の一般質問を終了いたします。

次に、日程第 16　議員派遣について、議題に供します。

地方自治法第 100 条第 13 項の規定により、議員派遣資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。 ただいま、議決しました 議員派遣について、やむを得ず変更が生ずる場合は、議長に一任をお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、やむを得ず変更が生ずる場合は、議長に一任することに決定いたしました。

次に、日程第 17　閉会中の委員会継続調査の申し出について、議題に供します。

総務委員長、建設文教委員長、議会運営委員長、及び、議会広報編集委員長から、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査申し出書が、提出されております。

お諮りいたします。各委員長からの申し出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、総務委員長、建設文教委員長、議会運営委員長、及び議会広報編集委員長からの申し出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに、決定いたしました。

なお、地方自治法第１２９条第１項の規定により、１２月１２日、及び本日開催の本会議での議員各位の発言の中に、法または会議規則に違反する内容があった場合には、配布用の会議録には、記載しないことをあらかじめ皆様に申し上げておきます。
以上で今期定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

１２月定例議会の閉会にあたりまして、一言　ごあいさつ申し上げます。
今期定例議会は、12 月 12 日に開会以来、本日まで 8 日間にわたりまして、町長より提案されました、多くの重要案件につきまして、終始精力的にご審議され、本日ここに、全議案を議了して閉会の運びとなりました。
議員各位のご精励に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げます。
また、執行部各位におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって、審議に協力されました御労苦に対しまして、深く敬意を表しますとともに、先ほどの一般質問において、議員の述べられた意見、また本会議、あるいは委員会において、各議員の述べられました意見、要望事項につきましては、特に考慮を払われ、さらなる町の活性化のため、なお一層の努力を払われるよう 希望するものであります。
結びに、本年もいよいよ半月あまりとなりました。寒さ厳しき折、健康には十分ご留意され、新しい年を迎えられますようご祈念を申し上げ、閉会にあたりましての私のお礼の挨拶とさせていただきます。
次に、町長よりお礼のごあいさつがございます。

町長　堀内達也

令和７年 12 月定例議会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。
本日閉会いたしました本会議並びに委員会において、慎重審議をしていただき、誠にありがとうございます。
一般質問をいただきました菅谷順議員におかれましては、各般にわたるご意見・ご提案、誠にありがとうございました。今後の事業執行にあたりましては、十分留意して、取り組んでまいります。
　また、お陰をもちまして、提案いたしました、条例の制定及び一部改正、補正予算等、原案どおり、ご可決いただき、厚く御礼申し上げます。
年の瀬もいよいよ押し迫り、本年も残り 10 日あまりとなりましたが、議員各位また、町民の皆様には、健やかなる新年をお迎えになられることをご祈念申し上げます。
来る年もまた皆様のご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、令和７年１２月定例会閉会にあたりましての御礼の挨拶といたします。
ありがとうございました。

議長　藤江雅江

これにて本日の会議を閉じ、西桂町議会　令和７年１２月定例会を、閉会いたします。ご苦労様でした。

（互　　礼）
（午前 10 時 8 分）

会議の経過を記載してその相違ない事を証するためここに署名する。

議会議長　　藤　江　雅　江

署名議員　　安　留　重　雄

署名議員　　菅　谷　順